2　改正令附則第四十三条第五項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の新令第三十九条の六十一第八項に規定する現物分配が平成二十二年十月一日から同日以後最初に開始する連結事業年度開始の日の前日までの間に行われたものである場合における新規則第二十二条の三十九の二第九項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（平成二十二年十月一日から同日以後最初に開始する連結事業年度開始の日の前日までの間に行われた現物分配である場合には、当該開始の日以後六月以内）」とする。

3　改正法附則第百十二条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の三十四（第四項に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第四十三条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の六十三（第五項に係る部分に限る。）の規定に基づく旧規則第二十二条の四十一第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入の場合の添付書類等に関する経過措置）

第二十条　新規則第二十二条の七十六第一項の規定は、新法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度の同条第六項に規定する書類について適用し、旧法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度の同条第五項に規定する書類については、なお従前の例による。

（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入の場合の添付書類に関する経過措置）

第二十一条　新規則第二十二条の七十六の二第一項の規定は、新法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度の同条第六項に規定する書類について適用し、旧法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度の同条第五項に規定する書類については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第二十二条　改正法附則第百二十四条第四項の規定により旧法第七十条の二の規定の適用がある場合における旧規則第二十三条の五の二の規定は、なおその効力を有する。

2　新規則第二十三条の六の規定は、平成二十二年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得する新規則第二十三条の六第五項第一号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した旧規則第二十三条の六第五項第一号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

3　改正令附則第四十九条第一項第二号の規定により読み替えて適用する新法第七十条の七の四第二項第四号イ及び同条第十一項において準用する新法第七十条の七の二第十四項第十号に規定する財務省令で定めるところにより計算した価額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一　新法第七十条の七の三第一項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項の特例受贈非上場株式等の一単位当たりの価額に新法第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等の数又は金額を乗じて得た金額

二　新法第七十条の七の四第一項の規定に係る相続の開始の時における、同条第二項第一号に規定する認定相続承継会社（以下この条において「認定相続承継会社」という。）の純資産額（会社の資産の額から負債の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）から次に掲げる額の合計額を控除した残額が当該純資産額に占める割合

イ　当該認定相続承継会社が有する新法第七十条の七の四第二項第四号イの外国会社その他政令で定める法人（ロにおいて「外国会社等」という。）の株式等（株式又は出資をいう。ロにおいて同じ。）の価額

ロ　当該認定相続承継会社の特別支配関係法人（新法第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特別関係会社であって当該認定相続承継会社との間に同項第四号イに規定する支配関係がある法人をいう。）の株式等の価額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に占める割合を乗じて得た金額

(1)　当該特別支配関係法人が有する外国会社等の株式等の価額

(2)　当該特別支配関係法人の純資産額

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十三条　改正法附則第百二十五条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第八十三条の四の規定に基づく旧規則第三十一条の七の規定は、なおその効力を有する。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第二十四条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年財務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項第二号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」とあるのは「又は被現物出資法人」と、同項第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」とあるのは「適格分割又は適格現物出資」とする。

附則第十三条第一項中「とあるのは」を「とする」に、「と、同条第四項第三号中」、被現物出資法人又は被事後設立法人」とあるのは「又は被現物出資法人」と、同項第四号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」とあるのは「適格分割又は適格現物出資」とする」に改める。

第二十五条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「第十八条の十五第九項」を「第十八条の十五第八項」に改める。

附則第十一条後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項第一号中「第十八条の十五第九項第一号から第四号まで」とあるのは「第十八条の十五第八項第一号から第四号まで」と、同項第二号中「第二十五条の八第十項」とあるのは「第二十五条の八第十二項」と、「第二十五条の十の十第九項」とあるのは「第二十五条の十の十第十項」と、「第十八条の十三の五第七項及び第八項」とあるのは「第十八条の十三の五第六項及び第七項」とあるのは「同条第六項」とする。

附則第二十一条第六項中「新規則第二十二条の十二第三十三項」を「租税特別措置法施行規則第二十二条の十二第三十三項」に改める。

第二十六条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第四項中「明らかにする書類」の下に「とする。」を加え、同条第八項中「これらの規定に規定する要件を満たしているもの」を「同条第一項の認定に係る同項に規定する特定後継者又は同条第九項の確認を受けた会社の当該確認に係る同項の特定後継者」に改める。

○財務省令第十八号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第七十四条の二第十一項第二号、第二十二項第四号及び第三十八項の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　財務大臣　菅　直人

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条から第十九条までを次のように改める。

（控除対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出）

第十七条　令第七十四条の二第二十一項第二号に規定する財務省令で定める数値は、同項第一号イに掲げる控除対象揮発油（同条第二十一項に規定する控除対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

一　バイオエタノール（租税特別措置法第八十八条の七第一項第一号に規定するバイオエタノールをいう。次条第一号において同じ。）が混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十条第九項に規定する数値

二　エチル－ターシャリ－ブチルエーテル（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に規定するエチル－ターシャリ－ブチルエーテルをいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）が混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチル－ターシャリ－ブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

（課税対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出）

第十八条　令第七十四条の二第二十二項第四号に規定する財務省令で定める数値は、同項第三号イに掲げる課税対象揮発油（同条第二十一項に規定する課税対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

一　バイオエタノールが混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第九項に規定する数値

二　エチル－ターシャリ－ブチルエーテルが混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチル－ターシャリ－ブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値